

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

e-mail: shakaisushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポラックケ谷九〇四 電話(03)3337714649

FAX(03)329915367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額700円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

階級闘争と憲法

松枝 佳宏……………2

国鉄の不当労働行為認定!

……………2

9・15判決控訴審で全面解決を目指す10・14総決起集会

日本はどこへ

佐治 孝典……………3

―衆議院選挙結果に思う―

◇組合大会後半の特徴(二)◇

編集部……………5

―郵政選挙、AFL・CIO分裂のはざままで

組拡、CSR、「社会的労働運動」

……………5

連合会長選に名乗り(UIゼンセン同盟)

……………6

憲法、地域給導入で激しい論議

……………7

―自治労大会―

全国一般・自治労と統合

……………8

憲法擁護、そして組織拡大

……………9

―全労連運動の現状―

「上げ幅」賃闘から個別賃金、CSRへ(JC)

……………10

窮極の労働法制「規制緩和」

編集部……………11

―労働契約法について(二)―

……………13

旬刊 社会通信

NO. 947

二〇〇五年一〇月二一日号

二〇〇五年一〇月二一日発行
(毎月一日・二一日・二二日三回発行)

階級闘争と憲法

私は、階級対立とは非和解的なものと理解してきた。そして、それが鮮明になつていく情勢に直面している。J R 尼崎脱線事故、アスベスト問題が如実に示しているように、企業の最大限利潤のためには労働者の命を虫けら同然に扱う。そればかりではない。J R 事故は如実に大量に、如何に効率的に輸送するか、乗客も文字通り商品（荷物）扱ひである。私は、J R 西日本が犠牲者一〇六人の慰霊碑建設のために社員カンパを呼びかけていると聞いて、会社の非人間性に怒りを隠すことができない。高見運転士は犠牲者ではなく、会社に迷惑をかけた張本人なのである。ここには事故に対する反省はなく、資本の階級性そのものが貫かれている。まだ被害者に対する補償問題が残っているが、会社にしたら一日も早く、どう決着するかでしかあるまい。

また、アスベスト問題ではその危険性を知らながら放置してきた政府の姿勢が暴露されている。アスベスト業界である日本石綿協会発行の法規制対応マニュアルを読むと、「われわれは脱法していない。政府の規制は守ってきた。後は労災補償制度に従うだけだ」という姿がありありとわかる。すなわち、企業と政府が一体となつて労働者の命を奪い、家族、近隣住民まで巻き込んでいるのである。資本主義の本質である。国家的不当労働行為と闘い続けている国労の同志は身を持って体験してきている。

新自由主義は資本主義の先祖がえりである。資本の自由な活動を規制するあらゆるものが取り除かれる。民営化、市場化はその最たるものである。資本の論理Ⅱ弱肉強食の競争が国境を越えて展開される。資本の取引の自由を阻害する最大の規制である団結Ⅱ労働組合、連帯Ⅱ階級闘争は徹底的に、巧妙に弾圧される。

資本主義の勃興期、労働組合は禁圧された。労働者は権力との血と汗と涙の闘いの歴史の中で刑事罰からの自由、そして民事罰からの自由を勝ち取ってきた。それが労働三権である。さらに救貧院の思想から社会保障の思想へ生存権、社会権を確立してきた。その憲法が改悪されようとしている。労働者の闘いが問われているのである。

新自由主義の下で、日本だけでなく世界の労働運動が困難に直面している。しかしその下でも労働者は団結・連帯を求め、二つの方向でたくましく躍動をはじめたと感じている。労働運動がさまざまな社会運動と結びつき、国際的なつながりを強めていることである。日本では国労闘争とユニオン運動を軸とする地域労働運動である。だからこそ敵の暴力装置も凶暴化するとともに、自衛隊も国際的な軍隊として登場しようとしている。階級闘争の現段階、憲法闘争の意義である。

国鉄の同志は闘い続けてきた歴史に自信を持ち、もう一步踏み込んで意識的に地域における憲法闘争、社会的な労働運動の軸に座って欲しいと願うのである。（松枝 佳宏）

国鉄の不当労働行為認定！

9・15判決控訴審で全面解決を目指す10・14総決起集会

九月一五日、鉄建公団訴訟判決は「不当労働行為を認め、慰謝料を支払え」とするもので、それ

て時効の起算日は最高裁判決日としました。その一方で「一九九〇年解雇は、再就職斡旋特別措置法が期限切れで有効」とする矛盾した判決となりました。

一部私たちの主張は認められたものの、「不当労働行為」が認められれば原状回復が当然であり、法理的には「ねじれ」の極めて政治的な背景を考えた判断になってます。

この判決を機に、早期に一〇四七名の解雇撤回・全面解決をめざし闘い抜く決意を対外的に明らかにし、意思統一を固める10・14集会を開催します。仲間の皆さんの結集をお願いします。

◇日時 一〇月一四日(金) 一八時三〇分

◇場所 社会文化会館

◇主催 鉄建公団訴訟原告団・国鉄闘争共闘会議

日本はどっへ

—衆議院選挙結果に想う—

二〇〇一年ニューヨークでは「9・11同時多発テロ」が発生したが、四年後の日本では同じ日に衆院総選挙が突如として行われ、日本の政治・社会に無気味で不吉な地殻変動が起ころうとしている。その仕掛け人は、なんと現首相の小泉純一郎という男である。

異常づくめの総選挙

まず今回の選挙は始めから異常づくめであった。正常な政治感覚を持った人にはおよそ想像もできぬことが次々に起こった。先ず郵政民営化法案が参院本会議で否決されるや、小泉首相は間髪を入れず衆院の解散・総選挙に踏みきったこと。憲政の常道に従えば、同法案に政治生命を賭けていた小泉は当然政治責任をとって退陣・内閣総辞職の道を選ぶべきであった。ところが「参院は信用できないから直接国民の判断を聞く」と居直ったのである。

「国権の最高の機関であつて国の唯一の立法機関である」国会(憲法第42条)が議決したことを、行政権行使の最高の責任者が事も無げに無視し、否認すること自体ファシヨである。国会の立法権を、行政の恣意によって犯しかねない先例がつけられた。

プチ・ヒトラー

第二に、小泉純一郎という男の正体が鮮明に浮き出た選挙であったことである。選挙期間を通じて、小泉個人のパフォーマンスだけが凝集されて大衆にクローズアップされ自民党自体は影のうすい存在になっていた。しかも争点は、ばかの一つ覚えのように「郵政民営化」一本で通した。大方の民衆は郵政民営化の何たるかを一向に認識しておらず、理解していないにも拘わらず、国の安危に関わる至上問題であるかのように叫びつづけた。妄想もカリスマ的な男が繰り返し繰り返し集中して叫びつづけると真実らしく聞こえてくるものである。プチ・ヒトラーである。理屈は言わず、内容は問わず、争点は可能な限り単純化し、「改革は止めるな」とか「自民党をぶつ壊せ」といった無責任な短いフレーズを調子よく繰り返す。こういう男を心理学ではデマゴグという。刺激的な弁舌で大衆を政治的に動員する扇動主義のことである。パラノイアといってもよい。自分をひどくえらい者と考えたがる自我肥大妄想、或いは根拠のない主観的な信念に偏執する者である。

しかし、小泉首相の真の狙いはどこにあるのか。戦後六〇年を機会に、非戦非武装平和

と、個の尊重を根幹とする基本的人権と、主権在民に根ざした国家の最高理念とする日本国憲法体制をぶっ壊して、限りなく戦前に近い天皇制国家体制をつくり、その外枠に従属的な日米軍事覇権体制を設けていくことである。かつてのヒトラーがワイマール共和国を打倒して、偏狭な民族的全体主義体制をつくり上げた歴史を思い起こす。

迫りくるファシズム

第三に、今回の選挙に際して示した日本の民衆の対応である。翌朝の新聞の見出しは何れも「自民歴史的圧勝」。状況の不利は予想していたものの、小泉のこれまでの目に余る専断や軽率妄動に、さすがお人好しの選挙民もあきれ果てて多少は良識ある判断を下すのではないかと期待していた。結果はその正反対であった。

ヒトラーは、大衆社会こそ権力の源ととらえて、大衆社会を巧みにあやつる技術を駆使してきた男であった（アロン・バロック）。人間の個性の砂粒化、価値観の喪失、非合理的・情緒的反応、生活保守主義、政治的無関心、現実からの逃避、大勢順応主義、挙げていけば日本の大衆社会状況は、今日も変わっていない。小泉はこれを権力操作の手段としてフルに利用しているといえよう。敗戦六〇年にして日本はここまで墮ちたのか。啞然として言葉もない。

一八七五年（明治八年）、福沢諭吉は『文明論の概略』で「虚威を主張せんと欲せば下民を愚にして開闢（かいびやく）の初に還らしむるを上策とす。人民愚に還れば政治の力は次第に衰弱を至さん。政治の力、衰弱すれば、国其国に非ず。国其国に非ざれば国の体ある可らず」と既に言っている。ファシズムは既にそこまでファジーな形で迫ってきている（ウンベルト・エーコ）。

日本の明日

第四に、日本はどこへ行くかとしているのかということである。日本の民衆にとって、今回の選挙の最も切実な争点は憲法であったはずである。郵政民営化などは、二の次、三の次の些末な問題に過ぎない。

原和美さんが選挙でひたすら訴えつづけた「平和といのちとくらし」が確かに保障されることこそ、大多数の民衆の心底からの願いではなかったか。即ち日本国憲法を十二分に生かし、権力に厳しく守らせることをしっかり実行できる候補者を圧倒的に勝たせる選挙ではなかったのか。しかし、選挙民の選択で事態は最悪の道をたどった。選挙の時、憲法のケの字も触れることのなかった滑稽な小泉自民党は、圧勝の力をたのんで一気に改憲に走ることには目に見えている。

日本の行方は暗いが、この事態の中で尚日本の民衆が、憲法の理念を信条として、絶対非戦平和とくらしといのちが保障され、尊重される道を着実に歩みつづける限り日本の行く末には希望がある。さもなければ、日本は自ずから滅びるほかはない。そのことが今回の選挙でよく見えてきた。

（佐治 孝典、9プラス25改憲阻止市民の会代表世話人、近代日本思想史研究者）

※本文は「新社会兵庫」（〇五年九月二七日）から転載。見出しは編集部で加えました。

◇組合大会後半の特徴(二)◇
「郵政選挙」、AFL・CIO分裂の中で

労組大会後半は、二つの「非常事態」の勃発で、たいへん重苦しい雰囲気の中でおこなわれました。一つは、とつぜん「郵政解散」と自民圧勝。もう一つは、AFL・CIOの分裂です。AFL・CIOの分裂の原因ははっきりしません。AFL・CIOはトレッド・ユニオニズム、ロビー外交を活動基調とし実利を求めます。ヨーロッパ、その他の国の労働運動とは異なりイデオロギー的色彩は強くありません。

分裂の理由は①会長のスウィーニーが民主党に人、モノ、カネを湯水のように注ぎ込んだものの、大統領選で成果を上げることができなかったこと、②共和党のブッシュから相手にしてもらえず、共和党との間で会談が途絶えていること、③スウィーニーが高齢です。で十年も会長職を務めているにもかかわらず、組合組織率減少に歯止めがかかっていないこと、④製造業の労働者とサービス関連労働者との間に賃金・労働条件に格差が拡大していることなどがあると思われます。分裂の決定的原因は組織拡大をめぐることです。

AFL・CIO分裂は連合にとつてもけつして「対岸の火事」ではありません。労働運動が直面している問題は世界共通であるからです。まず全体の傾向についてです。

組拡、CSR、「社会的労働運動」

○五年の組合大会は、①組織拡大、②組合員だけでなく「働く者」全体への労働運動の発展、③「新しい」労働運動の理念としてのCSR（企業の社会的責任の追求）、④ワーカールール（差別と格差の拡大阻止と働き方）、⑤春闘「改革」、春闘のあり方、⑥労組と政党との関係、政党支持、⑦連合「国の基本政策にかかわる見解（案）」と憲法九条をめぐる問題、⑧連合本部人事、⑨さらには安全、社会保障、サラリーマン増税が論議されました。

大きな流れとしてはつきりしたことは①労働組合が存亡の危機にあること、②連合が基本とする生産性三原則、参加・提言・改革路線の矛盾がおおいがたいまでにあらわれきたこと、③大企業労組と中小企業労組の間に、春闘の闘い方をめぐりこれまたはつきりした違いが明確になったこと、④成果・成績主義賃金導入で生活の不安が拡大していることなどです。これらの結果、社会的労働運動、CSRなどが運動の理念として打ち出され始めたことです。

国の基本政策にかかわる問題では連合内の矛盾がさらけだされました。日教組、私鉄、自治労、全国一般、全自交労連、全国コミュニティユニオン等が反対の意見を提出しています。これにたいして電機、UIゼンセン等は「はやくすすめる」と連合の尻をたたく意見書を提出しています。民主党との間の政党支持問題にも大きな変化が現れました。民主党の新代表が「労組の支持はいらぬ」と公務員賃金カット、公務員労働者の首切り案を政策としていますし、郵政民営化については、郵貯・簡保の廃止をいうまでになつていくことです。

こんななか、UIゼンセン同盟会長が連合の次期会長となることがほぼ決定しています。UIゼンセン同盟は中小、未組織拡大に大きな成果を上げている組合ですが、イデオロギ―は国家主義、超保守主義です。事務局長は電機連合会長がなりますけれど、連合はさらに右傾化すると思われまます。

AさんUIゼンセン同盟は今度の大会で、ゼンセン同盟の思想・理念を再確認する二つの特別報告を提案しようですね。

連 合 会 長 選 名 乗 り ― UIゼンセン同盟 ―

「国の基本問題分析委員会報告」、そして「二一世紀に対応できる民主的労働運動の思想特別委員会報告」です。

ゼンセン同盟は旧同盟の中核組合です。政治的には「日の丸」組合といつても過言ではありません。大会に拉致被害者の横田夫妻を招き「私たちが訴えたいこと―未だ解決されていない拉致・この現実について」とのセミナーをおこなっています。

生産性三原則が揺らいでいることへの危機感がもつとも強いのもこの組合です。次期連合会長が約束された高木会長は「労働運動の原点に立ち返り、運動の思想・理念を共有し、スピード感と時宜を得た運動を展開する」と述べました。その思想・理念を明らかにしたのが二つの報告書です。

「国の基本問題分析検討委員会報告」では①もはや現実を憲法に合わせ、矛盾を再生させ、問題を先送りすることは許さない、②一国平和主義と自虐的精神からの脱却、③憲法は自衛権の発動を否定するものではなく、国際標準に従えば集団的自衛権を含むと認識すべきとの基本的考えから検討しています。

「二一世紀に対応できる民主的労働運動思想特別委員会報告」では①自由で透明な市場改革政策、②公正・平等な福祉社会、③個人市場主義でなく連帯と協力によって市場競争に対抗するルール構築をめざすとしています。さらに労組については勤労者の利益代表であり、企業においては従業員代表としています。しよせん、労働者は「従業員」というのですから、こんな思想と理念では生産性三原則の矛盾をおさえることができるわけはありません。

その矛盾がもつともよく現れているのが賃金闘争でのたたかい方です。中小企業に定昇などありません。大企業でも定昇制度は多く廃止されました。そんな中でベア要求を放棄すればゼンセン傘下の組合員の賃金は上がりません。よくって据え置きます。ですからUIゼンセンは賃金カーブ維持分にプラスして賃金ベースの改善原資を要求すべきと、ベア要求を提起しています。

重点課題としていのが①職場と地域に見える運動、②経営への発言力強化、③統一賃上げ闘争の持続、④リーダー育成などです。

連合大会の方針はすでに決まっています。来年以降の方針、とりわけ春闘、憲法問題にいかなる方針が出されるか、それが注目点といえる。

憲法、地域給導入で激しい論議

— 自治労大会 —

自治労は二〇年前に労組解体攻撃にさらされたと同じ状況にあります。その状況については本誌九四二号（八月一・一日合併号）にくわしく紹介されています。ですから、大会での論議にしほって報告したい。

議案、当面の方針 大会の主な議案は①〇六年—〇七年運動方針、②当面の闘争方針、③地公三単産の組織統合、④全国一般との組織統合など四本です。運動方針案では①地財危機や市町村合併対策、②組織強化、③地域公共サービス労働者総体の賃金・労働条件改善、④民主的な公務員制度改革の実現、⑤市場化テストなどに反対、⑥憲法前文、九条堅持し、憲法の積極的平和理念を実現するため「平和基本法」（仮称）制定、⑦「自由・公正・連帯」の社会にむけ「民主リベラル勢力の総結集」による政権交代実現が強調されています。

当面の方針では①地域給与導入阻止を重点課題に、労働基本権確立を柱とする透明で民主的な公務員制度改革の実現をめざす、②「市場化テスト法」等について、連合・公務労協・協力政党と連携し、省庁・国会・法案対策をおこなう、③深刻な地方財政危機と小泉構造改革に対抗し、地方分権時代にふさわしい地方税財政制度確立、④憲法改正問題については、自治労方針を踏まえ憲法九条堅持で集团的自衛権の行使は認められないとの立場で意見反映し、改正論議については拙速な憲法改正に反対の立場で国会対策をおこなうとしています。

組合合同の二つの議案については、全国一般大会の動向ですであつてふれられておりまづから省きます。ちなみに大会では福井、岐阜から「全国一般との統合で製造業、サービス業が組合員化するのはいく世紀宣言や規約に違反し疑問」と「当分の間の協議の中断と組織方針の改正について協議を求めめる」修正案が提出されましたが、採択で否決されました。

憲法問題で激論 議案に対する質疑討論は三三県本部から四四人が発言。大きな焦点となつたのは①憲法についての考え方と平和基本法（仮称）制定の取り組み、②組織統合のあり方、③地域給・給与制度見直し問題、④規制改革・民間委託問題です。

憲法と平和基本法の問題についてはすべての構成組織が「反対」を表明。宮城、新潟、富山、沖縄の四県本部から①憲法九条の堅持と改悪の阻止、②自衛隊の海外派兵や集团的自衛権の行使を認めず、「平和基本法」を継続協議とすることを内容とする修正が出されました。これに対し、本部は「平和基本法の取り組みに際し自治労の立場は、憲法の前文・九条は死守するというもの。現在の自衛隊の違憲状態は明らかで、縮小・再編・改組をめざす。国際貢献は非軍事・文民・民生で行う。これらの目標実現のための平和基本法を議論するというのが今回の提案」と答弁。修正案は取り下げられた。なお自治労は八月二六日、連合に①憲法と自衛隊についてはこれまでの連合の確認に立つべき、②「憲法九条の改正は敢えて行わない」の「敢えて」は誤解を招くので削除すべき、③安全保障基本法（仮称）の名称は「平和基本法（仮称）」とすべき等を内容とする意見書を提出しています。

すさまじい合理化 職場はウメキと悲鳴に満ち満ちています。①賃金水準の低下、査定給導入、地域給与、②不当な懲戒処分、③指定管理者制度導入、④公務員バッシング、⑤自殺者の公務災害認定、⑥アウトソーシング、行革、市町村合併等がすべての代議員から出されるとともに、①主体性、指導性強化、②春闘はベア要求を行うのか、③指定管理者制度導入阻止できなかった総括を、④合併対策の中長期的方針強化、⑤国公基準に代わる新しい賃金決定の仕組み必要、⑥公務員賃金の統一モデル賃金を示し、ストライキを全国の職場で打ち抜く提起、⑦臨時・非常勤職員等の集会を求める意見が相次ぎました。

こうした中で「国鉄闘争支援」を訴えたのが高知でした。
二〇年前、国鉄労働者を襲った荒々しい攻撃が自治体職場を嵐のように襲い来たつているといのが実態です。

自治労連Ⅱ三つの基調 自治労連（全労連・共産党系）は三つの基調を掲げます。

第一はすべての職場・地域から憲法を守り、生かす草の根の一大運動の展開です。具体的には職場と地域に「九条の会」をつくり、「戦後史」をかけた改憲阻止の重要な局面では「ストライキ」をかけてでもたたかうとしています。

第二は二一世紀の自治労連の目標「こんな地域と日本をつくりたい」を高くかかげ、構造改革とたたかう共同を広げる。具体的には①二一世紀ビジョン、②新地方行革指針、③骨太方針第五弾といわれるものです。

第三は、三〇万自治労連への接近をめざし、自治労連の産別機能の拡大・強化です。

なお大会で委員長は総選挙を「政治の流れを変えるチャンス」として①改憲・増税を許さない、②給与構造の見直し反対、③公務・公共性の解体を許さないとあいさつしています。

全国一般・自治労と統合

連合内産別組合再編・統合はほぼ一巡し、いま進行しているのは、自治労を中心とする二つの動きとUIゼンセン同盟とサービス流通連合にかかわるものです。自治労にかかわるものだけを報告します。一つは、地公三単産―自治労と全水道、都市交―の組織統合。二つは自治労と全国一般の統合です。

地公三単産統合は〇六年二月までに機関決定をおこない―自治労の場合は〇六年一月臨時大会―、その後三月に準備発足、〇七年大会で連合体移行、秋に結成。十月に完全統一組織に移行するというものです。

全国一般は一九五五年、「中小労働運動の灯を消すな」を基本に春闘・全国一律最賃・中小の組織化を目的に結成されました。一九五五年は春闘結成の時です。春闘終焉、そして未組織の組織化、不安定雇用労働者の組織化が労働組合最大の課題となり、組織の存在が問われている、まさにその時、自治労と合併し、五〇年の歴史に幕を閉じたことは大変悲しく寂しいことです。全国一般は連合機関会議で私鉄総連とともに、労働組合の原則を敢然と主張しつづけていただけになおさらです。

なぜ全国一般は自治労との統合の道を選んだのでしょうか。委員長は大会で「全体的な労働組合の組織率と同様に減少し続ける組織的問題は深刻な現状、地域運動の後退など含め拡大運動もなかなか前進しない」と述べていました。組合員の減少は組合財政にハネ返ります。

組織統合の目標はなんでしょいか。三つをあげています。①公務・公共サービスの分野の運動を推進してきた自治労と、地域の民間労働者の運動を推進してきた全国一般が互いに補充しあい、労働運動の社会的影響力の強化をはかる、②地域組織としてのお互いの特性を活かした組織拡大運動により、地域労働運動の再構築をめざす、③社会的公正労働基準の確立、地域の民主的・政治的基盤をつくりあげるとしています。

大会は自治労との統合手順を示した「産別組織統合協定書」を賛成七一、反対〇、保留四、無効一で採択しました。協定書は①〇六年一月一日を統合日とする、②名称は全日本自治体労働組合（自治労）とし、運動的基盤として「自治労全国一般評議会」とする、③地方統合は〇八年末までの経過期間を設け地本本部の名称は「自治労全国一般〇〇労働組合」とするとしています。

自治労は二つの統合で百万人を超える大組織になりますし、UIゼンセン同盟とサービス流通連合が統合すれば民間労組ではじめて百万を突破する組合が生まれます。

憲法擁護、そして組織拡大

― 全労連運動の現状 ―

全労連は大会を隔年大会にしました。今年は中間年とあって、七月末の評議員会で「一年間の到達点と大会方針の補強」などが論議、決定されました。

全労連は昨年の第二一回大会で、基本的な視点として第一に、憲法改悪を阻止する国民的闘争の前進、第二に、組織の拡大・強化を提起しています。第一の課題では全労連が担う役割として、①「九条の会」のよびかけにこたえ保守層をふくむ広範な人びととの共同の拡大、②民主勢力による「共同センター」を中央、地方に確立し、具体的な運動の推進をはかること、③「九条の会」のよびかけに賛同する労働組合の共同を前進させることを確認しています。

全労連は当面の方針とともに、二〇一〇年までの到達目標を示した「二一世紀初頭の目標と展望」うち出し、そこに五つの重点課題を示しています。それらは①現行最低賃金の改善と全国一律最低賃金制への接近、あらゆる賃金格差の是正、パート時間給の改善と均等待遇、②実効あるCSR（企業の社会的責任）の確立、サービス残業の根絶、過労死・メンタルヘルス対策の強化、③国鉄、NTT闘争の前進、公務員労働者の労働基本権の確立、④最低保障年金制度の確立、医療・介護・福祉の改悪反対、社会保障の拡充、⑤消費税の大増税、定率減税廃止の阻止、大企業優遇税制です。

これら方針にたいし、全労連議長は①改憲阻止の共同が全国に拡大、②非正規労働者や大企業関連労働者の組織化、③春闘でも四年ぶりに前年比増を実現し、「新たな運動前進への確かな手がかりを掴んだ」と自賛。事務局長は、これから一年間のたたかいの重点と

して、「改憲を許さないたたかいを強化」「憲法を守る職場の会」の確立、国民投票法が強行されようとした場合、ストライキをかけてたたかうことを提案。さらには全組織が来年の大会を組織の実増で迎えるために具体的手段をとること、労働契約法制の法案づくりを阻止するため「全労連闘争本部」を設置することを強調した。

組織拡大が労組にとって最大重点課題であるのはどこも同じです。全労連は「二一世紀の新しい労働組合づくりをめざして―全労連組織拡大強化中期計画・第二次案」を提案し、来年大会にむけ職場での討論をよびかけています。その内容は全労連運動一六年の弱点として、①根づよい企業内意識、②男性中心、③正規雇用労働者中心、④幹部請負、⑤機械的な抵抗・対立型運動をあげ、大胆な改革の道を訴える。

組織拡大の「四大目標」とされるのが①単産の拡大・強化、②地方・地域に密着した組織づくり、③非正規労働者などの組織化、④青年（高齢者）労働者の組織化。この目的を達成するために①教育大綱と「研修センター」での人材育成、②財政の二〇％を組拡費にあてることなどを提案しています。

「上げ幅」賃闘から個別賃金、CSRへ（JC）

JCが今もつとも力を注いでいるのは、「春闘IIベア要求」に代わる賃金闘争のあり方です。JCは「変化に適合する運動の確立とその基盤整備」を運動目標に五つの重点課題を掲げています。それは①金属労働運動の追求と発展基盤整備、②景気回復の維持、構造改革の推進と国内―生産性基盤強化、③「第二次賃金・労働政策」に基づく闘争推進体制の確立と新たな労使フレームのもさく、などです。

①については「求心力ある金属労働運動の確立と運動基盤の構築に向けて」と題した中間報告が提案されました。その内容は新たな共闘体制として、「賃金闘争については、「賃金水準の社会的相場形成、社会的賃率形成をめざし、これまでの『賃金引き上げ幅』という共闘基準から脱皮し、絶対額の賃金水準を重視してきた過程を踏まえ、『絶対水準』（個別賃金水準）を基軸に共闘と編成する」。さらに政策・制度闘争についても、「連合および各産別との役割を整理し、働く者全体にかかわる課題は原則、連合の取り組みにゆだね、各産業固有の課題については各産別がとりくむ」としています。

ようするに個別賃金を重視し、ベア要求はしないということです。
②については「ものづくり産業の長期的・安定的な発展」を目的に「〇五政策・制度要求」に①FTAの推進、②ものづくり戦略会議創設、③産別最賃の継続・発展、④財政再建への国民的合意形成、⑤サマータム制導入がもり込まれています。

③についての基本的視点は、①生活との調和と自己実現をめざす多様な働き方、②社会的に共通化すべき規範づくりを意図するもので、JCが「上げ幅」賃金闘争から個別賃金闘争への移行をめざすものです。具体的には大きくくり職種別賃金水準の形成、JCMニマム運動の推進です。

JCにとって、資本II企業との間に根本的な対立はありません。そこで「新しい労働運動」としてCSR（企業の社会的責任）追求の運動となります。

窮極の労働法制「規制緩和」

—労働契約法について(二)—

規制緩和とは

資本主義は市場において資本の自由競争を阻害するいっさいの中世的な制度、法律、習慣にたいする闘いとそれらの崩壊によって確立された。産業資本の先駆者アダム・スミスの名著『国富論』がいう「見えざる手」とは、資本の価値増殖運動が、「豊かな国」のものと、産業資本を全面的に擁護した古典である。

『国富論』には幾度も挑戦した。向坂塾で「勉強とはいかなるものか」を訓えられた。向坂先生は『国富論』、リカード『経済学原理』もお読みなさい」と諭(さと)して下さった。「知恵遅れ」で、「読書の意味」を深く考えることをしなかつた小生に、改めて古典の意義を教えてくれたのは、社会主義世界体制崩壊以降だった。

ソ連崩壊前後、資本主義諸国はIT、ME技術革命で、生産性を飛躍的に向上させ、生産力を高めた。資本の自由な活動の手を縛る体制は一挙にくずれ、資本主義国にあつても労働運動、社会主義運動の後退で資本の価値増殖欲を「規制」する力は弱くなった。それまで分裂していた世界市場は、資本主義に再び包摂され、資本の価値増殖欲は吸血鬼のように活気づいた。グローバルイズムである。それとともに独占企業間の競争も苛烈になった。いわゆる新自由主義である。

国家と独占資本のゆ着・融合である国家独占資本主義は、そうした客観的・主体的情勢の変化とともに政策が変わつた。遠慮会釈はない労働者への搾取・抑圧、小零細企業主への収奪体制の強化である。それらが政府が展開する規制緩和—二一世紀以降、規制「改革」といわれる—である。

労働市場の規制緩和は団結の破壊

資本主義とは何かがまじめに考えられる風潮はなくなつた。ソ連崩壊が「市場—資本主義万能主義」をもたらしした。世界は資本主義一色となつた。

資本主義社会の根本的な特質とは何か。四つある。第一、商品を生産する社会であること。第二、この商品の生産に必要な生産手段は、こんにちではごく少数な資本家によって独占的に所有されていること。第三、これらの生産手段に充用される労働力が、一つの商品として市場に現れていること。つまり、生産手段から「自由」な—ということとは「持たない」—賃金労働者が就業者の八〇%以上にもなっていること。第四、企業の利潤は労働者によって生産された剰余価値を代表し、資本主義的生産の動機は剰余価値の取得にあり、生産手段の所有者たる資本家と労働力の所有者たる労働者とは、搾取被搾取の関係にあることだ。

現在、会社は百五十万社ある。現代資本主義は株式会社であり、東京証券取引所に上場する二千三百社が社会、経済、政治を動かす。非上場会社は約二千七百である。したがって、せいぜい五千社にすぎない。これにたいし、雇用者と表現される労働者は約五千六百

万人。独占企業であれ中小零細企業であれ、企業は市場競争で対抗者に打ち勝つことによつてのみ、存続できる。企業のもうけは労働力から生まれるのだから、その価値いっばいに、また価値以下に引き下げて買い入れることに全力をつくす。労働組合が生まれた根本原因である。国家はそのための条件を整備する。それが、現在では労働市場の規制緩和・自由化である。資本家階級が労働者の団結につねに反対したのは、労働市場における自由競争を拘束—手を縛る—することにあつた。

労働法から民法へ

現在、資本の自由な行動の手を縛る規制が、「規制緩和」改革の名のもとに、それこそ「自由」におこなわれている。現在の自由主義である。アダム・スミスの時代の自由主義は資本の自由な発展の手を縛る封建的秩序を打ち壊すことであつた。現代の自由主義—新自由主義—は、マルクス・エンゲルスの時代に生まれ成長・発展した労働運動、社会運動がつくつた資本を規制する法律、慣習をすべて奪い取ることを目的とする反動政治、もっと強い言葉でいえば「反革命」である。

資本主義社会は商品を中心とする社会である。すべて商品は売ることを目的につくられる。商品は自由に走り回ることとはできない。商品はその内に持つ価値どおりに売買されることを望む。商品生産者、持ち主が商品の意志の代弁者となる。そこに生まれ出たのが、契約思想、自由契約である。商品は持ち手である人間をつうじ己れを主張する。

商品にもいろいろある。商業資本によつて安く買い高く売ることを目的とした時代、産業資本による商品が、社会の富の中心となつた時代というようにである。産業革命と産業資本の時代は、二重の意味で「自由」な商品をつくり出したことに特徴があつた。生産手段からの「自由」、奴隸制・封建制とは違つた人格の「自由」である。人身的隷属から個人の自由拡大は、社会の進歩である。しかし、生産手段から自由であることは、生計の手段を、労働力の「売り」に依存することになる。労働力を買ってくれる者がいなければ、自由は絵に描いたモチである！

労働力だけが新たな価値を生み出す。その労働力を使用し、生産手段と合体させ、生産力とするのは資本である。資本は労働力の価値以下の購買を望む。労働者は己れの生活の維持のため、できるだけ高い価値で売ることが望む。

労働者は数が多い。資本家はごく少ない。しかも、資本とは社会的な力である。こうして、労働者は数はいけれどバラバラな力を労働組合の結成で一つの力にした。

資本によつて労働力という商品の価格—これが賃金—が安ければ安いほど儲けはふえる。他方、労働者の生活はたちいかなくなる。賃金をめぐるたたかいは労働運動最大の争点であることに変わりない。

連合が日本労働運動の中心になり、労働法制改悪は急速に進んだ。連合は「要求・抵抗」の労働運動は古くなつたと、「参加・提言・改革」を方針とする。資本主義的合理化・生産性向上運動にはいっさい反対せず、「企業存続のため必要」と資本と同じ立場をとる。現場・職場では、こうして資本が望む「働かせ方」—労働が拡がってゆく。労働者間格差、不安定雇用労働者の増大である。それとともに、労働法制は改悪しつづけられた。その結

果、今、労働法は民法の契約法に全面的に改変されようとしている。それが労働契約法である。

労働法は、①資本は強い、労働者は弱い。②労働者を守る法が必要と、労働運動の前進とともに拡充された、③労働組合法、基準法、関係調整法、安全衛生法等である。これら法律は、今まもられているか。いっさいまもられてはいない。資本、政府は守ろうとしない。その結果が、①自殺者、②メンタルヘルス、③労働災害、④個別紛争、⑤格差の激増である。

労働法の全面改悪

なんでこうなった。資本の自由な動きの手を縛る労働組合が、資本に与（く）みしてしまった。その結果、資本が欲する労務体制が広まった。犠牲は労働者に一方的に転嫁される。労働組合としては恥となった。労組の存在感はなくなった。悪循環は増幅する。政府に「ご慈悲を」と嘆願する。それが連合のワークルールという「政策制度」要求である。この傾向は共産党系の全労連「ルールある資本主義」も変わらない。連合、全労連にも基本政策では変わりはなくなった。

「労働契約法」とはなにか。労働力という特殊な商品を、ふつうの商品と同じように売買できるようにするとの法律だ。労働法なるものは、資本の価値増殖を妨げ、規制する悪い法律、したがって、労働法なんてのはなくしてしまい、契約商品契約にもとづく法に一元化しようとのこれまでの労働諸法制を全面的に改悪する法律である。根本的問題点は何か。

第一。労働者は弱い。彼は数が多い。しかし、バラバラだ。資本家は数は少ない。しかも社会的力である。労働法という特殊な法は、労働者と資本のこうした力関係、社会関係を反映し、労働運動発展のなかでつくられた。今度の労働契約法は労働者と資本家の「契約」にもとづくとされる。対等でないことは明らかだ。

第二。一九八五年の労働者派遣法の成立以来、毎年のように労働法制は改定されつづけた。この結果、労働法制は改悪されつづけ、不安定雇用労働者が拡大された。正社員が不安定労働者によって包囲され、労働諸条件は悪化する一方。それでも資本家は満足しない。使いがってがいい「法制」を求める。労働契約法は資本家のこの目的を狙いとする。

第三。資本はできるだけ安く、そして自由に首を切れる法制を求める。労働契約法のその字の通り「契約」である。しかも、行政の監督、罰則規定はもられてはいない。資本は自ら縛られることを嫌う。

第四。労働契約法の問題点として、①労使委員会の常設、②解雇の金銭解決、③雇用継続型契約変更制度、④労働時間法制の見直し等があげられる。詳しくは次号。（つづく）

◇ 読者からのおたより ◇

「資本の社会化・共有化」 小生は小さな上場企業で証券取引への情報開示を担当しております。決算時などの資料作成の負担が年々重くなる一方で、社内での折衝も加わり心身とも消耗が続いております。昨今の企業のモラル低下と腐敗化も証券市場から情報公開の圧力を受けている一因であ

り、一歩進んで「資本の社会化・共有化」を提唱する声が論壇にあっても良いと思うのですが。

(埼玉・G)

編集部より 資本市場の中枢にいらっしゃる。資本の論理が手に取るようにおわかりでしょう。「資本の社会化・共有化」は、社会主義のことですよ。ムキダシの資本の動き、窮乏化作用はGさんがおっしゃることをやがてテーマとするに違いありません。

駒苦連覇と北海道 結論を先に言いますと、「北海道新聞(道新)の八月二一日付け朝刊」を送りますので、是非読んで下さいということです。手にすると直ぐにおわかりのように、「駒苦夏連覇」です。地元「北海道らしい道新らしい」大見出しと思われるかもしれませんが、全国どこでも同じように、北海道も不景気というか経済状態は良くありません。小泉流手法では解決は難しいでしょう。解散し、総選挙となってきましたが、私の「会社」(木工関係)は社長も含めて約二八〇二九名位(パートさんもいます)です。木工関係ですので、景気・経済状況にすぐ左右されます。七月中半から八月上旬までは極端に仕事が少なくて、「会社預かり」の休みが二三日ありました。「会社預かり」は残業で返すこと―残業しても、その金はないということ。

(札幌・M)

編集部より 駒大付属苫小牧高校連覇は、北海道にとつては明るく、元氣でる何よりのニュースと読みました。音威子府闘争団の子ども達が甲子園出場を果たし、私たち支援者を勇気づけてくれたのと同じです。

お礼とお願ひなど 速報No四五を十部、昨日に拝受。ありがとうございます。知人らに配付する所存。季刊「伝言」第二号・秋号が九月九日に納入されます。(製本を知人に依頼。今号は闘争団特集で、美幌と紋別から寄稿(名寄と北見はパス)。北海道へ別々に郵送したりすると、間に合わない(九月十三日には上京)し、郵送料も余分にかかるので、下記のように考えました。お忙しいところ恐縮ですが、つなぎ・渡し」の労をとって頂ければ幸いです。(茨城・H)

編集部より 了解。お易い御用です。私ですめば、いつでも便利屋稼業、お引き受けいたします。次は農協の分離・分割化? 知っていますか? 小泉内閣は、「郵政」の次は「農協の分社化」を押し進めるといふことです。政府の規制改革・民間開放推進会議は、〇五年度の規制緩和方針に信用(金融)、共済(保険)事業の分離のほか、農業委員会は農業者ではなく第三者とすべきとする検討に着手しています。農協は民間です。ここに政治が介入し、有無を言わず権力で「解体」というでしょうか。許せません。(北海道・I)

編集部より 郵政民営化と同じで、金融すべてを独占的金融機関に売り渡すもの。しかし、北海道には大金融機関は札幌、函館、釧路、帯広くらい。農協は地域の重要な金融機関。金融機関なくしてはくらしはいけません。地方破壊そのものです。

不当労働行為あり 国労闘争団の裁判闘争で先週、東京地裁で「採用差別はあった、不当労働行為と評価する」と指摘がされ判決が下されました。しかし、一〇四七名が十八年間闘ひ名譽は守られたものの、一人当たり五百万円の慰謝料では到底納得は出来ませんでしょう。国鉄の採用差別がまた通れば、偽装倒産による解雇が横行してしまふ。これは労働者全体の問題です。(帯広・M)

編集部より 相手側の鉄建公団はただちに東京高裁に提訴。原告団も控訴することになります。闘ひはさらに長くなりそう。さらにご支援を。家族、闘争団員を励ますためにも。

政局に「揺れ戻し」必至 選挙序盤の民主党幹部の「郵政民営化に賛成、八万人の公務員の削減」は、自民党との政策で大差がないことを露呈してしまつた。今回、絶滅の危機がいわれた社民党は予想に反して議席を伸ばし、かろうじて護憲の火は残った。自公で国会の三分二以上の議席を得た自民党は、結党以来の悲願である憲法改正の動きにさらに拍車をかけるだろう。政局は必ずもう一度ゆれ戻しが来る。その時が勝負。その時にむけ、あきらめず力を蓄えよう。

(京成労組機関紙「京和」、つり草)

第四二回三池大災害抗議集会 一九六三年十一月九日、午後三時一五分、戦後最大の惨事となつた三川炭鉱大爆発の轟音は、大牟田、荒尾の市民をゆるがした。暗く、熱い坑道横たわつた無惨なる無数の死体。いったい人間がこうもみじめに、かくも悲惨な姿で死んでよいものか、こんなことが許されてよいのか! われわれのCO闘争は働くものの「生命と権利」の最低限を守り、人として生きるものの悲しみと苦しみを見つめ抜く闘ひであります。労働運動の今日における混乱に象徴される事態のなかで、CO闘争は今こそ責任追及の原点から始められなくてはならないと思います。集会は十一月六日(日)、十三時から。場所は荒尾シティーホールです。(三池CO現地共闘会議)